

地域包括支援センター運営協議会設置要綱

制定 平成18年3月24日要綱第41号

(目的)

第1条 この要綱は、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営について協議するために必要な組織および当該組織の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の規定に基づき、地域包括支援センター運営協議会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、品川区介護保険制度に関する条例（平成12年条例第19号）第10条1項に定める品川区介護保険制度推進委員会がこれを兼ねる。

(協議事項)

第4条 委員会は次の事項について協議し、区長に意見を述べることができる。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更および廃止ならびにセンターの業務の法人への委託またはセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターが予防給付等に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

エ センターの業務を委託された法人による予防給付等に係る事業の実施

オ その他委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営の公正性および中立性に関する評価

(3) その他センターの運営について必要と認められる事項

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。